

「外来試行データ」という。)を厚生労働省が提供するチェックプログラムにより作成し、外来医療、在宅医療、リハビリテーション医療の影響評価に係る調査実施説明資料に定められた方法に従って厚生労働省保険局医療課が別途通知する期日までに外来医療等調査事務局へ提出すること。

- (3) 外来試行データが適切に提出されていた場合は、データ提出の実績が認められた保険医療機関として、厚生労働省保険局医療課より事務連絡を1の(1)の担当者宛てに電子メールにて発出する。なお、当該連絡のあった保険医療機関においては、この連絡以後、外来データ提出加算の届出を行うことが可能となる。

3 届出に関する事項

- (1) 外来データ提出加算の施設基準に係る届出は特掲診療料施設基準通知の別添2の様式7の11を用いること。
- (2) 各調査年度において、累積して3回のデータ提出の遅延等が認められた場合は、適切なデータ提出が継続的に行われていないことから、3回目の遅延等が認められた日の属する月に速やかに変更の届出を行うこととし、当該変更の届出を行った日の属する月の翌月からは算定できないこと。
- (3) データ提出を取りやめる場合、1の(2)の基準を満たさなくなった場合及び(2)に該当した場合については、特掲診療料施設基準通知の別添2の様式7の12を提出すること。
- (4) (3)の届出を行い、その後再度データ提出を行う場合にあっては、2の(1)の手続きより開始すること。

第2の4 削除

第2の5 特定妥結率初診料、特定妥結率再診料及び特定妥結率外来診療料

- 1 保険医療機関と卸売販売業者との価格交渉においては、厚生労働省「医療用医薬品の流通改善に向けて流通関係者が遵守すべきガイドライン」(以下「流通改善ガイドライン」という。)に基づき、原則として全ての品目について単品単価契約とすることが望ましいこと、個々の医薬品の価値を無視した値引き交渉、医薬品の安定供給や卸売業者の経営に影響を及ぼすような流通コストを全く考慮しない値引き交渉を慎むこと等に留意するとともに、医薬品価格調査の信頼性を確保する観点から、妥結率、医療用医薬品の取引に係る状況及び流通改善に関する取組状況を報告すること等について規定しているものであり、具体的な取扱いについては以下のとおりとする。なお、医薬品取引に係る契約書の写し等の資料については適切に保管していること。

- (1) 妥結率の報告における妥結とは、取引価格が決定しているものであり、契約書等の遡及条項により、取引価格が遡及し変更することが可能な場合には未妥結とする。また、取引価格は決定したが、支払期間が決定しないなど、取引価格に影響しない契約事項が未決定の場合は妥結とする。

※ 妥結率の計算については、下記のとおりとする。

妥結率＝卸売販売業者(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号。以下「医薬品医療機器等法」という。)第34条第3項に規定する卸売販売業者をいう。以下同じ。)と当該保険医療機関との間での取引価格が定めら

れた医療用医薬品の薬価総額（各医療用医薬品の規格単位数量×薬価を合算したもの）／当該保険医療機関において購入された医療用医薬品の薬価総額

（２） 医療用医薬品の取引に係る状況とは、「前年度における価格交渉及び妥結価格について」の状況をいう。

（３） 流通改善に関する取組状況とは、流通改善ガイドラインにおいて、卸売販売業者との保険医療機関・保険薬局との関係において留意する事項とされている、単品単価契約の推進、個々の医薬品の価値に基づいた価格交渉の推進、価格交渉の頻度の改善等の取組について、当該医療機関における状況を報告するものであること。

２ 妥結率、医療用医薬品の取引に係る状況及び流通改善に関する取組状況について、別添 7 の様式 2 の 4 により、毎年 10 月 1 日から 11 月末日までに、同年 4 月 1 日から 9 月 30 日までの期間における実績を地方厚生（支）局長へ報告することとし、11 月末日までの報告に基づく特定妥結率初診料、特定妥結率再診料及び特定妥結率外来診療料は、12 月 1 日から翌年 11 月末日まで適用する。

第 2 の 6 看護師等遠隔診療補助加算

1 看護師等遠隔診療補助加算に関する施設基準

次のいずれにも該当すること。

- （１） 「へき地保健医療対策事業について」（平成 13 年 5 月 16 日医政発第 529 号）に規定するへき地医療拠点病院又はへき地診療所の指定を受けていること。
- （２） 当該保険医療機関に、へき地における患者が看護師等という場合の情報通信機器を用いた診療に係る研修を修了した医師を配置していること。
- （３） 別添 1 の第 1 に掲げる情報通信機器を用いた診療の届出を行っていること。

2 届出に関する事項

看護師等遠隔診療補助加算に関する届出は別添 7 の様式 1 の 7 を用いること。

第 2 の 7 歯科点数表の初診料の注 1 に規定する施設基準

1 歯科点数表の初診料の注 1 に規定する施設基準

- （１） 口腔内で使用する歯科医療機器等について、患者ごとの交換や、専用の機器を用いた洗浄・滅菌処理を徹底する等十分な院内感染防止対策を講じていること。
- （２） 感染症患者に対する歯科診療を円滑に実施する体制を確保していること。
- （３） 歯科外来診療の院内感染防止対策に係る標準予防策及び新興感染症に対する対策（抗菌薬の適正使用を含む。）の研修を 4 年に 1 回以上、定期的に受講している常勤の歯科医師が 1 名以上配置されていること。なお、受講を確認できるものを保管すること。
- （４） 職員を対象とした院内感染防止対策にかかる標準予防策及び新興感染症に対する対策等の院内研修等を実施していること。
- （５） 当該保険医療機関の見やすい場所に、院内感染防止対策を実施している旨の院内掲示を行っていること。
- （６） （５）の掲示事項について、原則としてウェブサイトに掲載していること。自ら管理するホームページ等を有しない場合については、この限りではないこと。

2 届出に関する事項